



2020年7月20日
九州電力送配電株式会社

大雨により被災されたみなさまに対する託送料金等の特別措置の対象地域を追加します

— 10市5町1村を新たに特別措置の対象地域に追加 —

2020年7月3日からの大雨による災害により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、上記災害により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、託送料金等の特別措置を講ずることとしております。
(2020年7月7日、7月9日お知らせ済み)

このたび、災害救助法の適用地域が拡大されたことから、当該市町村および隣接する市町村を「託送供給等約款以外の供給条件」による特別措置の対象地域に追加しますので、お知らせいたします。

1 特別措置の対象地域として追加する市町村

- 佐賀県 鹿島市、嬉野市、杵島郡白石町、藤津郡太良町
- 長崎県 大村市
- 熊本県 玉名市、熊本市、合志市、玉名郡玉東町・長洲町、菊池郡大津町、阿蘇郡産山村
- 鹿児島県 いちき串木野市、鹿児島市、始良市、日置市

※ 特別措置の対象市町村（前回お知らせ済みの市町村を含む）は別紙を参照ください。

2 特別措置の項目および申込み方法

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長
2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除
3. 工事費負担金の免除
4. 臨時工事費の免除
5. 基本料金等の免除
6. 諸工料の免除

※ 特別措置の詳細内容や有効期間等は、別紙を参照ください。

なお、特別措置の適用を希望される小売電気事業者さまは、当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

以上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。